

備えの種をまこう。🌱

大豆共済

『自然災害等に備えて、農業保険に加入しましょう！！』

近年多発する自然災害に対して備えをしておくことが重要になっています。

こうした中で農業保険は、自然災害等により作物等に損害が生じた場合に、共済金が支払われる公的な保険制度です。



引受について

加入するには

田又は畑で耕作する大豆（乾燥子実で収穫されるもの）を10a以上栽培している方が、組合に加入申込みをし、組合が承諾をすることにより加入することができます。

加入申込期間は

4月20日から6月10日までとなります。

補償される期間は

発芽期（移植期）から収穫するまでの期間です。

- 移植や播種をする時期は、通常の収量が見込める時期です。
- 収穫とは、適期に刈り取りし圃場より大豆を搬出するまでとなります。

対象となる災害は

共済金の支払対象になる災害（共済事故）は、風水害、干害、冷害、凍霜害、その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む）、火災、病虫害及び鳥獣害です。

類区分は

補償対象の大豆の栽培方法等や選択できる引受方式は次のようになります。

類区分		引受方式
1類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	全相殺方式 半相殺方式
3類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆	
6類	乾燥子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆	地域インデックス方式
7類	乾燥子実で収穫され、かつ、畑で耕作する大豆	

引受方式は

加入申込みをいただく際に、次の引受方式(補償内容)の中から選択いただきます。

全相殺方式

農家の減収量が、基準収穫量に対する支払開始損害割合を超えた場合に共済金が支払われます。

- 全相殺方式に加入するには、収穫する大豆の概ね全量を原則として最近5か年の出荷数量を証明する資料の提供について協力を得られる者に出荷しており、かつ、今後も出荷する事が確実であること、または収穫量を申告書及びその関係書類により、適正に確認できることが加入要件となります。

半相殺方式

被害耕地に係る減収量の合計が、その農家の基準収穫量に対する支払開始損害割合を超える場合に共済金が支払われます。

地域インデックス方式

農家ごとに地域別(市町村別、田畑別)の最近5か年の統計単収の中庸3か年の平均を用いて基準収穫量を設定し、当年産の統計単収による減収量が基準収穫量に対する支払開始損害割合を超える場合に共済金が支払われます。(農家個人ごとの減収量ではなく、統計データによる損害評価となります。)

※支払開始損害割合(P5)：加入申込み時に選択いただく補償割合に応じた割合

共済金額(補償額)は

次の計算式により算出します。

$$\text{共済金額} = \text{基準収穫量} \times \text{補償割合} \times \text{単位当たり共済金額}$$

基準収穫量は

基準収穫量（平年の収穫量）は引受方式ごとに次の計算方法により設定されます。

全相殺方式

全相殺方式の基準収穫量は次のように設定します。

$$\text{基準収穫量} = \text{基準単収} \times \text{栽培面積}$$

なお、基準単収は最近5か年の出荷実績等から、各年の10a当たりの収穫量

下記の出荷実績等があるAさんの基準収穫量の設定

年産	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
10a 当たりの 収穫量 (kg)	120	160	200	170	100

基準単収 $(120 + 160 + 170) \div 3 = 150$ (kg/10a)
 最大値と最小値を除いた中庸3か年の平均から、基準単収は 150kg となります

基準収穫量 （当年の栽培面積の合計が 100 a の場合）
 150 (kg/10a) \times 10 (10a 単位) = 1,500kg

半相殺方式

半相殺方式の基準収穫量は耕地ごとに設定する基準収穫量の合計となります。

5筆の耕地で大豆を栽培しているBさんの基準収穫量の設定

耕地別基準収穫量（例：栽培面積 20 a、基準単収 100kg の耕地 1 の場合）
 $100 \text{ (kg/10a)} \times 2 \text{ (10a 単位)} = 200\text{kg}$

耕地	耕地 1	耕地 2	耕地 3	耕地 4	耕地 5
耕地別基準収穫量 (kg)	200	170	130	150	100

基準収穫量 = $200 + 170 + 130 + 150 + 100 = 750\text{kg}$
 耕地別基準収穫量の合計より、基準収穫量は 750kg となります。

地域インデックス方式

地域インデックス方式の基準収穫量は統計単位地域（市町村）ごとの基準収穫量の合計となります。

統計単位地域ごとの基準収穫量 = 基準統計単収 × 栽培面積

なお、基準統計単収は、統計単位地域の最近5か年の統計単収（農林統計が公表している単収）のうち、最大値と最小値を除いた中庸3か年を平均した値となります。

加入者Cさんが大豆を栽培する統計単位地域（市町村）の基準収穫量の設定

年産	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
統計単位地域単収 (市町村) (kg)	110	180	150	200	120

基準統計単収 $(180 + 150 + 120) \div 3 = 150 \text{ (kg/10a)}$
 中庸3か年の統計地域単収の平均から、基準統計単収は 150kg となります。

基準収穫量（当年の栽培面積の合計が 200 a の統計単位地域の場合）
 $150 \text{ (kg/10a)} \times 20 \text{ (10a 単位)} = 3,000\text{kg}$
 統計単位地域（市町村）ごとに算定した基準収穫量の合計が加入者の基準収穫量となります。

補償割合は

引受方式ごとに次の中から選択いただきます。なお、支払開始損害割合は選択した補償割合に応じた割合となります。

引受方式	補償割合	支払開始損害割合
全相殺方式	9割、8割、7割	1割、2割、3割
半相殺方式	8割、7割、6割	2割、3割、4割
地域インデックス方式	9割、8割、7割	1割、2割、3割

単位当たり共済金額は

令和8年産

(円/kg)

類区分等		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
白大豆	普通	140	126	112	98	84
	種子用	564	508	451	395	338
黒大豆		721	649	577	505	433

なお、経営所得安定対策に係る交付金を申請している農業者（免税事業者と課税事業者別に設定）が選択できる白大豆（普通用）の単位当たり共済金額は、次のとおりです。

類区分等	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
白大豆（普通） （免税事業者）	323	291	258	226	194
	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位
	140	126	112	98	84
類区分等	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
白大豆（普通） （課税事業者）	315	284	252	221	189
	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位
	140	126	112	98	84

農家負担共済掛金は

$$\text{農家負担共済掛金} = \text{共済金額（補償額）} \times \text{共済掛金率} \times 45\% \text{（農家負担割合）}$$

- 共済掛金のほか、事務費賦課金（22円/a）が加算されます。
- 共済掛金のうち、55%が国庫負担、45%が農家負担となります。
- 過去の被害状況に応じて、組合員ごとに掛金率が設定されます（危険段階別共済掛金率）。

損害評価について

被害申告は

加入者は災害発生時に、被害発生のお知らせを組合に行い、組合は被害申告があった耕地について、見回り調査による被害発生状況の確認や損害評価を実施します。

共済金の支払いは

共済金は次のように計算されます。

$$\text{支払共済金} = \text{共済減収量} \times \text{単位当たり共済金額}$$

なお、共済減収量は共済金の支払対象となる減収量のことです。引受方式ごとに次の方法により算定します。

全相殺方式

共済減収量＝基準収穫量×補償割合－当年の収穫量

※当年の収穫量は出荷団体等に出荷した数量や申告書等関係書類により算定します。

半相殺方式

共済減収量＝被害耕地の基準収穫量の合計×補償割合－被害耕地の収穫量の合計

※耕地ごとの収穫量は実測や検見による現地評価で算定します。

地域インデックス方式

共済減収量＝基準収穫量×補償割合－統計単位地域の収穫量

※共済減収量は統計単位地域（市町村）ごとに算定します。

※収穫量には農林統計単収を用いることから、共済金の支払時期は収穫年の農林統計単収公表後（翌年4月頃公表）になります。